

令和8年度第1回北見警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和8年6月29日（月曜日）

午後1時30分から午後3時00分までの間

2 開催場所

北見交通安全研修センター 研修室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員9人）

副会長	石 沢 一 徳
副会長	村 井 一 介
委 員	遠 藤 昌 昭
委 員	近 藤 千 鶴
委 員	小 野 良 次
委 員	鈴 木 聖 陽

（任期等及び五十音順）

(2) 警 察 署 6人

署 長	高 田 良 一
副署長	川 端 瑞 希
刑事生活安全官	永 原 孝 弘
地域交通官	香 川 学
警務課長	中 田 拓
交通課長	小 堀 誠

4 北見警察署長挨拶

令和8年3月23日付で北見警察署長に着任致しました高田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、格別の御支援と御理解を頂いておりますことをこの場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

警察署協議会につきましては、委員就任の際に発足の経緯等の説明を受けていると思いますが、改めてご説明させていただきます。

今から25年以上前に全国の警察では国民の信頼を裏切る不祥事が多く発生し、中には国民の助けを求める声に真摯に耳を傾けなかったために重大な結果を招いてしまったという事案もありました。その上に立ちまして、地域住民の意見に真摯に耳を傾ける必要があるのではないかということで全国・全道の警察署に警察署協議会が発足したというものであります。

我々も住民の方々のための警察というものを維持していくためには、住民の代表である皆様のお話に真摯に耳を傾けて聞いていかななくてはならないと思っております。本日も忌たんのない意見を頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。

5 北見警察署幹部自己紹介

6 業務概況説明

自転車の交通違反について

7 質疑応答等

(1) 事前質問に対する回答

【委員】 人であふれかえっている東京の歩道と人のいない田舎の歩道を同じ基準で運用するのは難しいのではないかと思います。

本当に国道39号の車道を自転車で走っていいのか、ご老人とかふらふらして心配です。

【委員】 今年4月から自転車の制度が始まりましたが、知らない人が多くいる様な気がしています。

しっかり車道を走っている自転車の方がいますが、場所によっては車道より幅の広い歩道が有るような所もあります。地域によって制度の違いは有ってしかるべきではないのでしょうか。

【委員】 4月1日から自転車の交通違反に青切符が導入されましたが、特に地域の高齢者はほとんど理解されていないようです。

自転車で車道を走行していると、大型トラックなどの風圧で非常に危険なことから、歩道を走行することが多いようです。

地域の会合などに出向いて交通反則通告制度などを含めて出向いて説明する方法もあると思います。

【警察署】 歩道を通行して良い場合は、「歩道通行可の標識がある場合」「13歳未満の子供や70歳以上の方が運転している場合」「交通量が多かったり、車道の道幅が狭いなどで車道が危険な場合」があります。

交通量が多くて、自転車が車道の左側端を走行していると車と接触する危険性がある場合は、歩道を通行することが出来ます。

ただし、歩道は歩行者優先ですので、注意を願います。

自転車は飽くまで道路交通法上では軽車両という位置づけとなっており、全国統一のルールを用いて走行していただくということになります。

ルールの周知につきましては、高齢の方が集まる会合等で講話を実施するほか、警察で住民の方にわかりやすい説明を行うなどして正しいルールを浸透させていくこととしております。

(2) 質疑応答

【委 員】 国道の路側帯をご年配の方が自転車で走行中、後ろからロードバイクが路側帯をはみ出して抜かしたのですが、そのような追い越しは良いのでしょうか。

【警察署】 追い越しをすることは可能ですが、安全な間隔と方法で追い越しをしなければならず、危険な状況であれば交通事故が発生するおそれも出てきますので注意して安全なときに追い越していただくということになります。

【委 員】 自転車のフレームにスマホを固定して会話しながら走行していたのですが、そのような場合は問題はないのでしょうか。

【警察署】 固定しているものでも、それを操作したり、スマホを保持して耳に当てて会話するなどした場合は違反となりますが、固定されたもので会話をして走行するという行為は携帯電話使用等の違反とはなりません。

ただし、携帯電話使用等の違反に該当しない場合であっても、安全運転義務違反に該当することがあり、前を向いて走行しなかったり、安全確認をしなかったり、片手運転をするなどした場合が該当します。

8 次回討議内容検討

(1) 次回討議内容については、特殊詐欺被害の状況について検討することとした。

(2) 次回の開催予定について

令和8年9月頃の開催を予定

9 北見方面本部交通課管制センター見学